資料５
南極地域観測統合推進本部総会
第 18 回外部評価委員会
H23. 12. 12

今後の外部評価委員会の在り方について

《現在の評価事項》
年次事後評価（帰国後の越冬隊および夏隊の評価）の実施。

《年次事後評価の問題と思われる点》
・ 極地研内で対応すべきと思われる内容まで評価を実施しているのではないか（本部と極地研の仕分けが明確になっていない→二重評価になっていないか）。

・ 基本観測（モニタリング観測、定常観測）は、学術研究に不可欠な科学観測データを継続的に取得することを目的としているため、年次単位の評価を実施する必要性が低いのではないか。

《改善案》
本部と極地研が実施する評価の位置づけを明確にする

本部
・ 期及び中間評価を実施し、<u>その評価結果を次期もしくは後期観測計画へ反映</u>する。

極地研
・ 年次評価を実施し、その結果を本部観測事業検討委員会に提出し、<u>年次毎の計画へ反映</u>する。
（なお、研究以外の業務面（設営、輸送）については、より丁寧な評価を実施する。）

外部評価委員会の設置について（案）

本部決定　平成 17 年 3 月 2 日
改正　平成 23 年 3 月 18 日
改正　平成　年　月　日

１．目的

南極地域観測統合推進本部（以下、「本部」という。）基本問題委員会の「意見のとりまとめ」（平成１６年６月１６日）に基づき、我が国の南極地域観測事業の実施状況等について評価を行うため、本部に「外部評価委員会」を置く。

２．評価事項

（１）科学的、社会的、国際的観点からの南極地域観測事業計画の期に係る年次事後評価
（２）南極地域観測事業にかかる推進・支援体制の状況評価
（３）情報発信の状況評価
（４）その他

３．委員会

委員会は、常設の委員会とする。

４．委員構成

１１名（任期を２年とする）
ただし、最初の任期の終期は、平成１９年３月末日までとする。

各隊次の年度評価における対応（イメージ）

参考

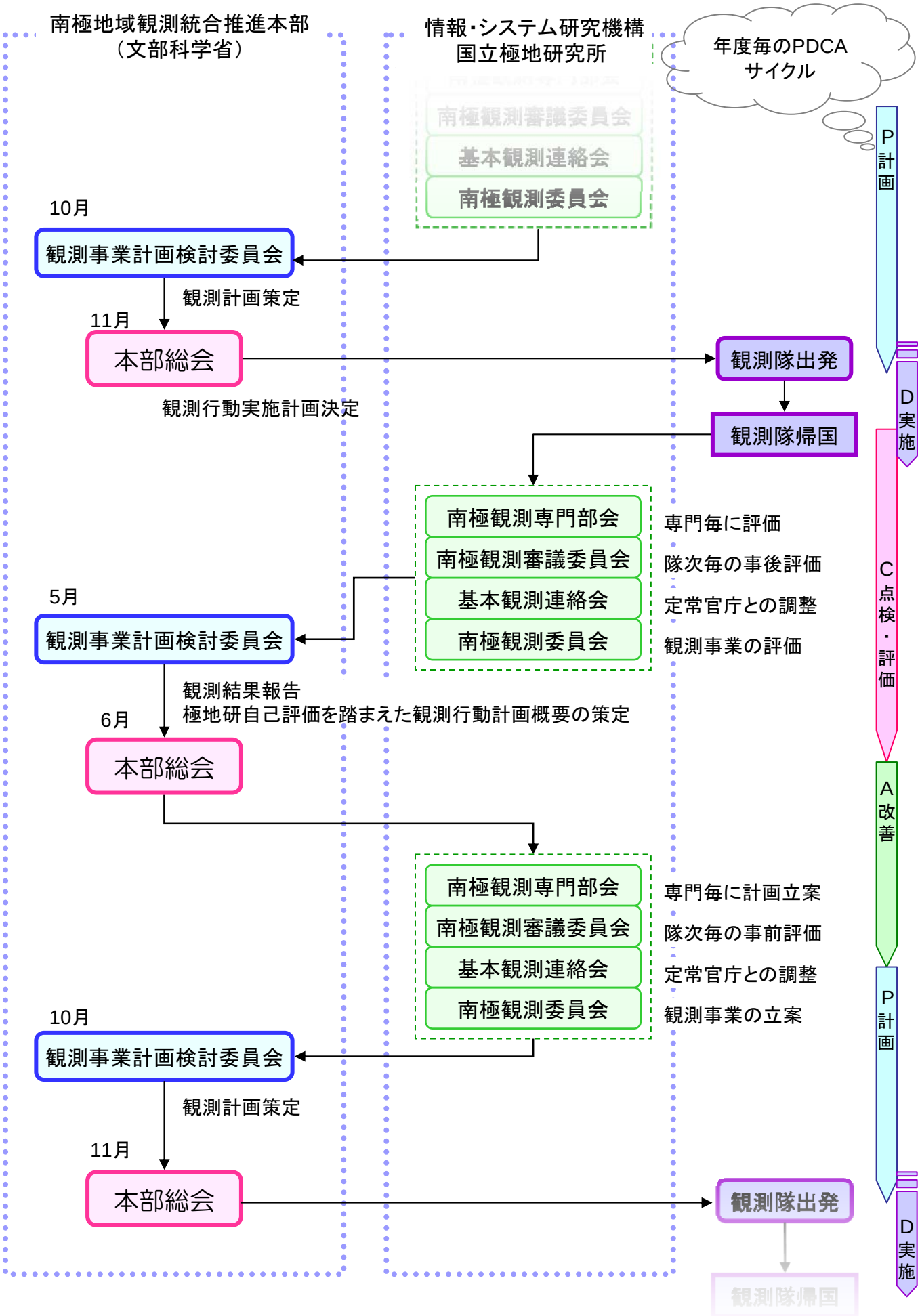

期および中間評価に関する対応（イメージ）

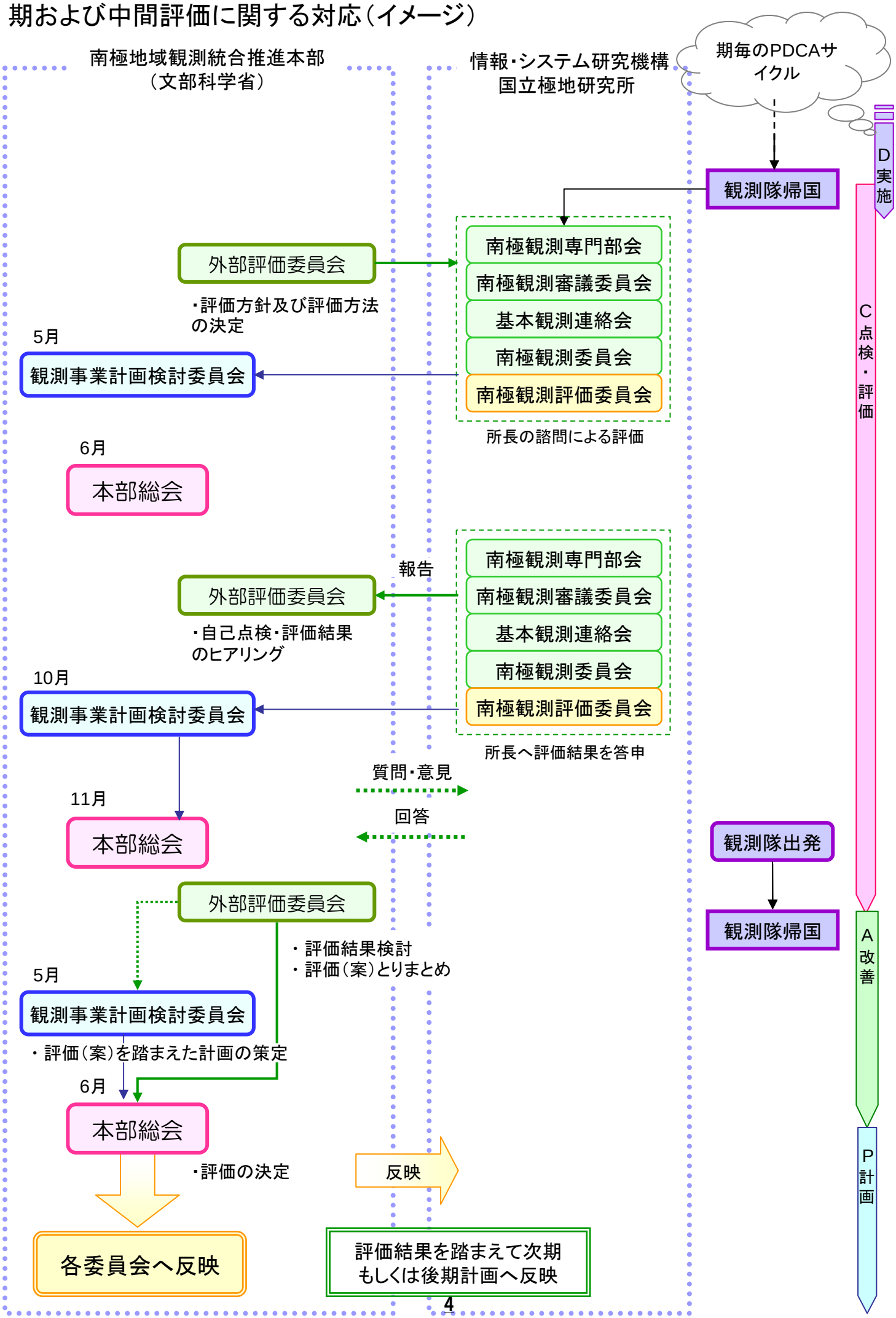

南極観測事業計画・評価プロセス

（南極地域観測第VII期計画）

南極地域観測統合推進本部

本　部　総　会

外部評価委員会　観測事業計画検討委員会　輸送問題調査会議

南極観測評価委員会

委員会に委員長、副委員長を置く

・南極観測事業の中期計画における重点・一般・萌芽・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ・設営の各評価を実施する。
・極地観測に関し学識経験等のある者から所長が委嘱する。
・委員は、運営会議、審議委員会委員を兼ねることはできない。

答申　諮問

国立極地研究所長

研究所会議

答申　諮問

運　営　会　議

南極観測審議委員会

委員会に委員長・副委員長を置く

・南極地域観測事業の中期計画の立案
・隊次毎の事業計画の事前審議及び事後評価
・その他観測事業の重要事項
・運営会議委員のうち議長の指名する者並びに極地観測に関する学識経験者等を所長が委嘱する

南極観測委員会

所内委員で構成

次の事項に関し審議する
（南極観測委員会規則第2条）

・観測事業の計画立案
・観測隊の編成
・交換科学者等の選考
・観測事業の実施
・観測事業の実施報告の取りまとめ
・観測事業の点検評価
・その他観測事業に関する重要事項

南極観測専門部会

各部会に部会長、副部会長、幹事を置く

・南極観測審議委員会規則第6条を受け、観測計画の専門的事項を審議させるために専門部会を置く。
・極地観測に関する学識経験者等から所長が委嘱する者並びに研究所職員のうちから所長が指名する者
・各専門部会に部会長、副部会長、幹事を置き、部会長、副部会長は委員の互選で選出し、幹事は極地研職員をもって充てる。
・設営専門部会に4分科会を置く。

●宙空圏専門部会
●気水圏専門部会
●地圏専門部会
●生物圏専門部会
●設営専門部会
●重点ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ専門部会

○医療分科会
○航空分科会
○機械分科会
○建築土木分科会
分科会長・副分科会長・幹事

基本観測連絡会

（幹事：極地研究所）

定常・ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ観測計画に関する相互の連絡・調整

定常観測担当機関
・気象庁
・国土地理院
・海上保安庁
・情報通信研究機構

観測事業実施

運営会議外部委員・南極観測事業関連外部委員会（図中カラー部分）委員は、大学をはじめとする研究コミュニティから幅広く人選。観測事業の決定に際し研究コミュニティの意向が反映される仕組み。

・運営会議：21名中13名が外部委員
・南極観測審議委員会：11名
・南極観測専門部会（分科会含む）：55名
・南極観測評価委員会：10名